附則第四条の次に次の一条を加える。

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式に関する経過措置）

第四条の二　新法人税法施行規則第二十七条の十四の規定の適用については、同条に規定する書類には、旧法人税法施行規則第三十七条第三項各号（旧震災特例法施行規則第九条の七第四項又は第十条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した旧法人税法、旧租税特別措置法又は旧震災特例法の規定に基づく書類を含むものとする。

附則第八条の次に次の三条を加える。

（中間申告書の記載事項に関する経過措置）

第八条の二　新法人税法施行規則第三十一条第二項の規定の適用については、同項に規定する中間申告書には、旧法人税法第八十一条の十九第一項各号に掲げる事項を記載する旧法人税法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）を含むものとする。この場合において、新法人税法施行規則第三十一条第二項中「別表十九」とあるのは「別表十九及び別表十九の二」と、「同表」とあるのは「これらの表」とする。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項に関する経過措置）

第八条の三　新法人税法施行規則第三十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する中間申告書には、旧法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載する旧法人税法第二条第三十一号の二に規定する連結中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）を含むものとする。この場合において、新法人税法施行規則第三十二条第二項中「別表一、別表一付表、別表二、別表三㈠から別表三㈦まで、別表四、別表四付表、別表五㈠から別表五㈡まで、別表六㈠から別表六㈢十六まで、別表七㈠から別表七㈣付表まで、別表七の三から別表八㈢まで、別表九㈠から別表十㈨付表まで、別表十一、別表十一㈠から別表十四㈨付表二まで、別表十五、別表十六㈠から別表十七の二の三付表まで、別表十七の三の二から別表十七の三の八まで及び別表十八から別表十八の三まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）」とあるのは、「別表一から別表一の二まで、別表二、別表三㈠から別表三㈦まで、別表四から別表五の二㈠付表一まで、別表五の二㈡から別表六の二㈢十一まで、別表七㈠から別表七㈣付表まで、別表七の二から別表十七の三付表まで、別表十七の三の二から別表十七の三の八まで、別表十七の二㈠から別表十七の二㈡付表二まで及び別表十八から別表十八の三まで（更正請求書にあつては、別表一及び別表一の二を除く。）」とする。

2　新法人税法施行規則第三十二条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書に規定する場合には連結法人が旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の法人税法施行令第六十三条第二項又は第六十七条第二項の規定の適用を受ける場合を含むものとし、新法人税法施行規則第三十二条第二項ただし書に規定する明細書には連結法人が旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の法人税法施行令第六十三条第二項又は第六十七条第二項に規定する明細書を含むものとする。

（確定申告書の記載事項に関する経過措置）

第八条の四　新法人税法施行規則第三十四条第二項の規定の適用については、同項に規定する確定申告書には、旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）を含むものとする。この場合において、同項中「別表一、別表一付表、別表二から別表三㈦まで、別表四、別表四付表、別表五㈠から別表五㈡まで、別表五の二㈠付表二、別表六㈠から別表六㈢十六まで、別表七㈠から別表七㈤まで、別表七の三から別表八㈢まで、別表九㈠から別表十㈨まで、別表十一㈠から別表十四㈨付表二まで、別表十五、別表十六㈠から別表十七㈣まで及び別表十八から別表十八の三まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）」とあるのは、「別表一から別表一の二まで、別表二から別表六の二㈢十一まで、別表七㈠から別表十七の二㈡付表二まで及び別表十八から別表十八の三まで（更正請求書にあつては、別表一及び別表一の二を除く。）」とする。

2　新法人税法施行規則第三十四条第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書に規定する場合には連結法人が旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の法人税法施行令第六十三条第二項又は第六十七条第二項の規定の適用を受ける場合を含むものとし、新法人税法施行規則第三十四条第二項ただし書に規定する明細書には連結法人が旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の法人税法施行令第六十三条第二項又は第六十七条第二項に規定する明細書を含むものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八六円（本体二六〇円）　（配送料別）